

# 米国の種の保存法における回復計画と解除

## 米国の種の保存法 Endangered Species Act (ESA)

指定されている国内種	動物種1466、植物種947 (2018/12/17時点) <b>Endangered species</b> =分布域の全て又は重要な一部で絶滅の危機にある種 <b>Threatened species</b> =近い将来にEndangered speciesのようになりそうな種
捕獲規制	Endangered species (+一部のThreatened species)は生死を問わず米国内での捕獲等原則禁止。
流通規制	商業目的での国際、州際の出入、販売等原則禁止。 違法に取得した野生生物の譲渡し等の禁止。
回復計画	<b>全種について、原則指定時に策定</b>
生息地保全	「重要生息地」種指定時に検討されて指定

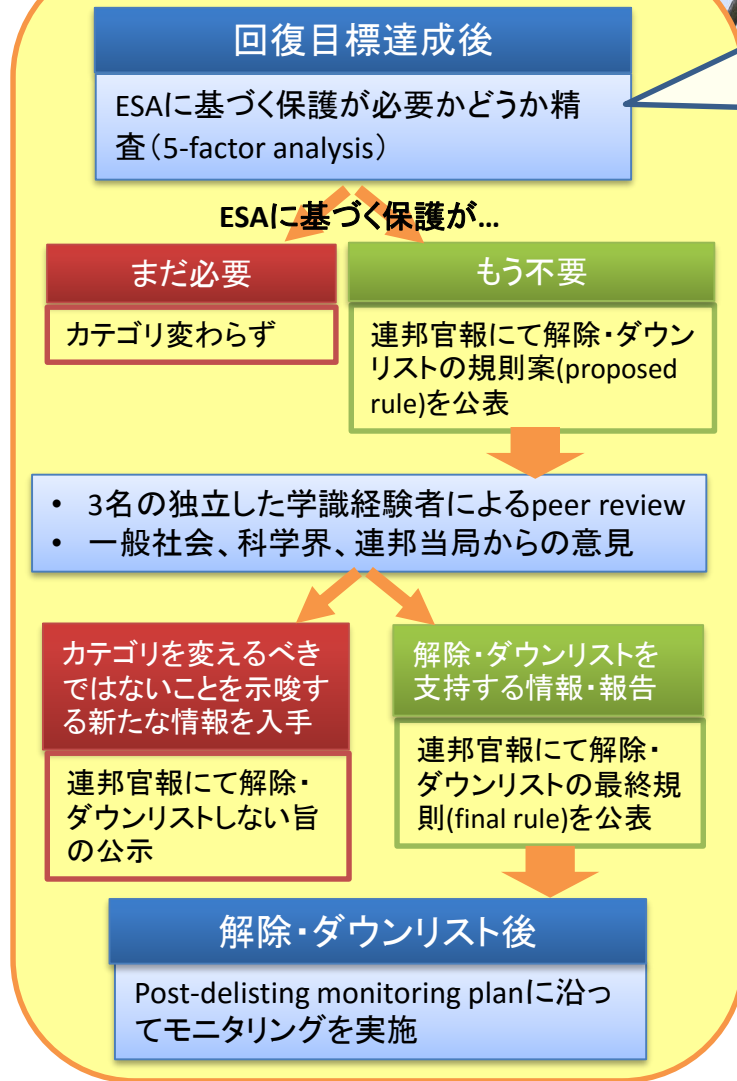
指定種の99%が  
絶滅を回避

U.S. Fish & Wildlife Service  
Post-delisting Monitoring Plan for the Bald Eagle (*Haliaeetus leucocephalus*) in the Contiguous 48 States

Concho Water Snake  
Post-Delisting Monitoring Plan  
August 2011



### 解除・ダウンリスト検討フローチャート



### 5-factor

- ① 生息・生育地の破壊・改変・削減の有無
- ② 商業、娯楽目的での捕獲採取の有無
- ③ 病気や捕食圧の有無
- ④ ESA以外の、州やその他機関による保護体制
- ⑤ その他、自然/人為による影響要因の有無

### 解除後のモニタリング(Post-delisting monitoring strategy)

- 魚類野生生物局(US Fish and Wildlife Service, FWS)は、**少なくとも5年間は当該種をモニタリング**
  - 州と協働
  - ESAに基づく保護対策がなくても安定的に存続できるかの評価
- 基本的に、解除の規則案(proposed rule)を連邦官報で公表すると同時に、Post-delisting monitoring strategyの案文を公開→査読、パブコメ

モニタリング期間中に、想定外の要因が個体群の安定的な存続を脅かしていることが判明した場合...

- モニタリング期間の延長
- 当該種の再指定

### 回復(Recovery)と解除(Delist)の計画

- 回復計画の中で、その種の存続を脅かす要因とそれを抑える方法を示す
- **同時に、解除・ダウンリストの基準(個体数や生息生育地の状況等)を定める**

計画策定のカウンターパート:  
当該種の専門家/連邦当局、州、地方機関/部族/NGO/学界 etc